

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、備後圏都市計画区域区分を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

令和四年九月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称
備後圏都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

三原市の一部、尾道市の一部、福山市の一部

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木建築局都市計画課

三原市都市部都市開発課

尾道市建設部まちづくり推進課

福山市建設局都市部都市計画課

府中市建設部都市デザイン課

四 縦覧期間

令和四年九月十五日から令和四年九月二十九日まで